

自動販売機の設置及び管理運営上の遵守事項

1 貸付物件

施設の名称	所在地	貸付面積	設置台数
大村市新庁舎	大村市森園町1537番地1 ほか	8.8㎡	8

2 貸付期間

営業開始日（新庁舎供用開始日）から10年間（更新・延長なし）

3 自動販売機の設置面積

自動販売機の設置面積は、各物件の貸付面積の範囲内とすること。

4 環境への配慮

- (1) 「エコ・ベンダー」、「ヒートポンプ機能」、「学習省エネ機能」、「照明の自動点滅・減光・消灯機能」、「LED照明搭載」、「真空断熱材の採用」、「ピークカット機能」など、消費電力量の低減に資する技術等を採用した機種とするよう努めること。
- (2) ノンフロン、低地球温暖化係数（低GWP）など、環境に十分配慮した機種とすること。

5 安全・防犯対策

- (1) 転倒防止対策として「自動販売機据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準（自販機業界4団体による統一基準）」を遵守した措置を講じること。
- (2) 「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生労働省告示第370号）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可を受けること。
- (3) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

6 使用済容器の回収

- (1) 事業者において、自動販売機に併設して使用済容器回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）を自動販売機1台に1個の割合で設置し、適切に回収・リサイクルすること。
- (2) 回収ボックスの規格
 - ア 素材はプラスチック製又は金属製とすること。
 - イ 容器回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済容器が溢れたり、周囲に散乱したりしない十分な容積とすること。
 - ウ その他使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ること。
- (3) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

7 自動販売機の設置及び維持管理運営

- (1) 事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収、釣り銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。
- (2) 事業者において、商品の消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。
- (3) 事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持保全に努めるほか、故障、問合せ、苦情等については、事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。
- (4) 自動販売機で販売する商品に関係のない広告等を表示しないこと。ただし、当該商品の販売促進に関するものは除く。
- (5) 自動販売機を設置・運営する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

8 販売商品の種類等

- (1) 販売商品の種類は、酒類を除く飲料（お茶、水、コーヒー、ジュース類を含むこと。）とし、容器は、缶又はペットボトルなど密閉式とすること。
- (2) 販売価格は、標準小売価格を上回らない価格とすること。

9 電気料

事業者の継続的な入居の促進、市民の利便性向上、職員の福利厚生等の目的に照らし、事業者は、自動販売機設置区画に係る電気料については、支払うことを要しない。ただし、電気使用量を計測するために必要な電力等使用量計測用子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）は、事業者自らで準備して設置すること。

10 売上手数料

徴収しない。

11 費用負担

- (1) 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、事業者が負担すること。
- (2) 電気使用量を計測するための子メーターを設置する費用は、事業者が負担すること。なお、設置に当たっては市の指示に従うこと。

12 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して市の確認を必ず受けること。

13 自動販売機設置に伴う事故

市の責めに帰する事由による場合を除き、事業者がその責任を負う。

14 商品等の盗難及び破損

- (1) 市の責めに帰することが明らかな場合を除き、市はその責任を負わない。
- (2) 事業者は、商品及び自動販売機が汚損し、又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

15 その他

- (1) 設置する自動販売機は、1000円札（令和6年7月3日発行の新1000円札を含む。）、500円硬貨（令和3年11月1日発行の新500円硬貨含む。）、100円硬貨、50円硬貨及び10円硬貨が使用できる機種とすること。
- (2) 設置する自動販売機は、電子マネー、2次元コード（QRコード）等の決済方法に対応した機種とすること。